

○羽咋市生活安全の推進に関する条例

平成12年3月27日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活安全意識の高揚及び自主的な生活安全活動の推進を図ることにより、市民生活の安全を確保し、安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び滞在する者並びに市内に土地、建物、事務所又は若しくは事業所の所有者又は管理者並びに市内の事務所又は事業所に勤務する者並びに市内の学校に通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- (3) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (4) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 生活安全に関する情報の提供と啓発
- (2) 市民の自主的な生活安全活動に対する支援
- (3) 生活安全に寄与する環境の整備
- (4) 犯罪被害者等に対する支援
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に掲げる事項を実施するときは、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、地域の生活安全活動の推進に努めるとともに、市長が実施する生活安全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業を営むに当たり、生活安全に必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する生活安全に関する施策に協力しなければならない。

(重点施策)

第6条 市長は、第3条第1項の対策を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を重点的に実施するものとする。

- (1) 市民の生活安全意識及び暴力団排除意識の高揚
- (2) 犯罪及び事故の未然防止並びに再発防止に配慮した環境の整備
- (3) 密出入国犯罪の防止に向けた環境の整備及び市民活動に対する支援
- (4) 青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除
- (5) 高齢者、障害者等いわゆる社会的弱者の安全に配慮した対策の推進
- (6) 犯罪被害者等への情報の提供、相談その他の必要な支援及び関係機関との連携
- (7) その他この条例の目的を達成するために必要な事項

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第7条 市長は、犯罪等により死亡又は重篤な傷害を受けた市内に居住する犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等見舞金を支給することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。